

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 千葉銀行			コード	8331
提出日	2026/5/29	異動(予定)日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	2026年6月26日開催予定の定時株主総会において、新たに独立役員となる水越尚子氏(戸籍上氏名:鈴木尚子)の選任議案が付議されることに伴い、独立役員届出書の内容について更新を行うため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	高山 靖子	社外取締役	○													○		有
2	木内 登英	社外取締役	○													○		有
3	吉澤 亮二	社外取締役	○													○		有
4	鍋嶋 麻奈 (床井 麻奈)	社外取締役	○													○		有
5	水越 尚子 (鈴木 尚子)	社外取締役	○													○	新任	有
6	高橋 経一	社外監査役	○													○		有
7	穴澤 幸男	社外監査役	○													○		有
8	松岡 幸子	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません	高山靖子氏は大手化粧品会社のお客さまサービス部門やCSR部門の責任者及び常勤監査役を歴任したほか、他の事業会社での社外役員の経験を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化を通じて、当行の中長期的な企業価値の向上が期待できることから社外取締役に選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
2	木内登英氏は株式会社野村総合研究所に勤務しておりますが、同社と当社グループとの間における2025年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。	木内登英氏は大手シンクタンクのエコノミストとして国内外で職歴を重ね、高い専門性を備えているほか、日本銀行の最高意思決定機関である政策委員会の審議委員に就任し、金融政策及びその他の業務を5年間担うなど、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化を通じて、当行の中長期的な企業価値向上に期待できることから社外取締役に選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません	吉澤亮二氏は外資系大手格付機関の金融機関格付部マネージング・ディレクターとして、金融機関の信用力分析に従事したほか、分析面における社内の最高評議機関のメンバーとして全世界の銀行の格付水準および分析手法を監督するなど高い専門性を備えており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化を通じて、当行の中長期的な企業価値向上に期待できることから社外取締役に選任しております。 また、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
4	該当事項はありません	鍋嶋麻奈氏は米国投資銀行勤務や大手外資系証券会社の代表取締役等を歴任するなど、金融分野における豊富な経験と高い見識を有しており、その知見を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能および監督機能の一層の強化を通じて、中長期的な企業価値の向上に資することが期待されることから、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は株式会社ニチレイの社外取締役を務めており、当行は同社との間で一般的な与信取引を行っているほか、同社株式を保有しておりますが、その保有比率は発行済株式数の1%未満であります。同氏は同社の業務執行者ではなく、これらの関係はその規模、性質および重要性に照らし、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。 また、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

5	該当事項はありません	水越尚子氏は、弁護士としての高い専門性を有するとともに、他の事業会社において社外役員を歴任しており、これらの知識および経験を当行の経営に活かすことで、取締役会の意思決定機能および監督機能の一層の強化を通じた中長期的な企業価値の向上が期待されること、また、AIや法務に関する専門的見地から、取締役の職務執行に対する監督および助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。さらに、同氏は株式会社東京証券取引所が一般株主保護の観点から求める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
6	該当事項はありません	高橋経一氏は日本銀行の支店長、情報サービス局長等の職務経験を通じて培った高度な専門性と金融全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
7	該当事項はありません	穴澤幸男氏は千葉県にて千葉県副知事迄歴任し培った豊富な行政に関する見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役に選任しております。なお、当行は千葉県との間で指定金融機関としての取引、預金・貸出金取引および出向者の派遣・受入等の関係がありますが、同氏は現在同県の業務執行に関与しておらず、いずれも一般的な取引であり、その規模は当行連結業務粗利益に占める割合が1%未満であります。これらの関係はその規模、性質および重要性に照らし、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断しております。また、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
8	該当事項はありません	松岡幸子氏は監査法人、会計事務所勤務を経て、公認会計事務所を開業した経験を通じて培った高度な専門性と会計全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

<p>【独立性判断基準（当行）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行が定める独立性判断基準は以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> 当行における社外取締役又は社外監査役候補者は、原則として、現在又は最近（注1）において次のいずれの要件にも該当しない者とする。 <ol style="list-style-type: none"> （1）当行を主要な取引先（注2）とする者又はその者が法人等である場合はその業務執行者 （2）当行の主要な取引先（注3）又はその者が法人等である場合はその業務執行者 （3）当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等 （4）当行を主要な取引先（注2）とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等 （5）当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者又はその者が法人等である場合にはその業務執行者 （6）当行の主要株主（注4）又はその者が法人等である場合にはその業務執行者 （7）次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6） <ol style="list-style-type: none"> A. 上記（1）～（6）に該当する者 B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用者等 （注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。 （注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1%以上の支払いのある先 （注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%以上の支払いのある先 （注4）総議決権の10%以上を保有する株主 （注5）会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士 （注6）二親等内の親族 【役員の属性「J」に関する補足】 ・役員の属性「J」（取引先の業務執行者）については、東証所定の届出書の取扱いに沿い、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準（上記「独立性判断基準」）を以下の通り定め、当該軽微基準に該当するときは、当該項目のチェックを省略しております。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 取引が一般預金者としての通常取引である場合 2. 当行からの支払いが取引先の直近事業年度の連結売上高の1%未満かつ当行に対する支払いが当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%未満である取引先の出身者（現在において取引先の業務執行者である場合を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・この取扱いにより、過去に日本銀行に勤務していた社外監査役（高橋経一氏：2016年退職）及び過去に千葉県に勤務していた社外監査役（穴澤幸男氏：2025年退職）については、当行と当該団体との取引が軽微基準に該当するものとして、「J」のチェックを省略しております。 ・一方、木内登栄氏については、当行と取引関係のある株式会社野村総合研究所に現在勤務していることから、役員の属性「J」を「○」としております。なお、同社と当行グループとの間における2025年度の取引額は、同社連結売上高及び当行連結業務粗利益のいずれも1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。 【戸籍上の氏名】 ・鍋嶋麻奈氏の戸籍上の氏名は、床井麻奈氏であります。 ・水越尚子氏の戸籍上の氏名は、鈴木尚子氏であります。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。